

基準圧力計の受験資格について

平成10年11月1日から圧力基準器の基準器検査受験資格が限定されておりますので、ご注意下さい。（基準器検査規則第2条第1項による）

尚、民間企業の受検資格としては、主に次の資格がございます。

- ・届出製造事業者
- ・届出修理事業者
- ・計量士（適正計量管理事業所で圧力計の届出をしている企業の計量士に限る。）